

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年1月22日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

1 通知すべき書面 奥州都市計画道路事業3・5・30号太日通り中袋線並びに一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書

2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	不明。ただし、土地登記記録表題部所有者「水田和吉外200名」中、「外200名」に係る「不明 ただし、外200名又はその相続人」

3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県奥州市水沢区	143番1	原野	15,395㎡	12,636.68㎡	577.40㎡	1,774.20㎡	原野	別図に赤色で表示する部分
羽田町字上小谷木	143番2	原野	6,796㎡	5,503.31㎡	606.98㎡	547.57㎡	原野	

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成28年2月12日をもって通知があったものとみなされます。